

経堂二・三丁目、宮坂三丁目地区

第2号  
(平成27年  
2月)「新たな防火規制」導入に向けた説明会を開催します。  
(発行) 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課  
お経ちゃん（経堂地区キャラクター）

## 2 「新たな防火規制」を導入した場合の効果

皆さまがお住まいの地区では、耐火性能の低い建築物  
が棟数比で約63%を占めています。

「新たな防火規制」を導入すると、今後の建て替えや  
新築の際に、より耐火性能の高い「準耐火建築物」又は  
「耐火建築物」が建てられることになります。

建て替え、新築が行われるごとに「準耐火建築物」「耐  
火建築物」の割合が増え、震災時の火災の延焼による被  
害が抑制され、街の防災性が向上します。

## 参考 「準耐火建築物」とは？

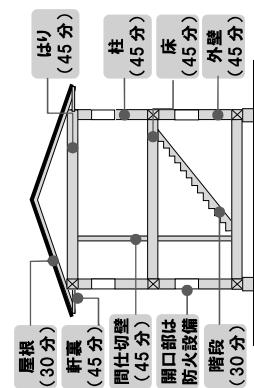
## 準耐火建築物の例



「準耐火建築物」は、左図のように、火災の時に  
壁、屋根、軒裏、柱、はり、床、階段等の主要構  
造部が、45分（屋根・階段は30分）以上、崩  
壊しない、かつ、火が内外から燃え抜けない性能  
を持つ部材でつくった建物です。

この規定は、建築基準法によるもので、住人が  
建物内から逃げる時間を確保するとともに、消防  
活動の時間を確保し、隣家へ火を移さない、隣家  
から火をもらわないようにして火災の延焼を抑制  
することをねらいとしています。

準耐火建築物の性能を満たせば、木造でも建築が可能です。  
現在の建築基準法では、皆さまの地区的木造三階建てでは準耐  
火建築物となっています。（木造が建てられなくなるというこ  
とはありません。）



## 今後の予定

今回のアンケートや説明会での皆さ  
まのご意見を踏まえ、「新たな防火規制」  
の導入をさらに検討し、「新たな防火規  
制」指定案に開催する説明会を開催する予  
定です。日程が決まりましたら、街づく  
り通信等でお知らせします。

また、この度、アンケートのご回報、  
説明会の開催が予定より遅れましたこ  
とをお詫び申上げます。

この通信は、対象区域にお住まいの皆さま・土地建物所有者の皆さまに、世田谷区からお届けしています。

## お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33  
電話：03-5432-2872（直通） FAX：03-5432-3055（担当：岩本、内田、伊藤）

## 「新たな防火規制」導入に向けた説明会を開催します。

世田谷区では、前号の「防災街づくり通信（平成26年8月発行）」におきまして、「東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」」の概要の説明と併せて、アンケートを実施させてい  
ただきました。経堂二・三丁目、宮坂三丁目に住まいの皆さまおよび土地建物の所有者の皆  
さまより、アンケートにご回答、ご意見をいたしました。  
アンケート調査から大変お待たせいたしましたが、この度、アンケート調査結果の報告と「新  
たな防火規制」についての説明及び皆さまとの意見交換のため、下記のとおり説明会を開催い  
たします。ぜひご参加ください。

## 説明会のお知らせ

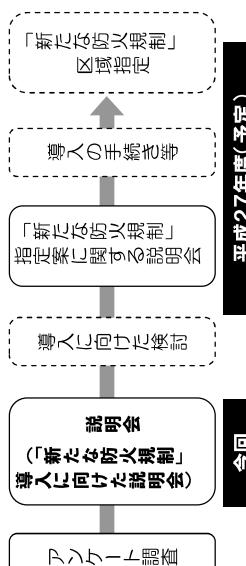
下記日程で開催いたします。各回とも同じ内容ですので、ご都合にあわせてご参加ください。  
(各回、1時間30分程度を予定しております)

## 【第1回】

日時：平成27年3月6日（金）  
午後7時～8時30分

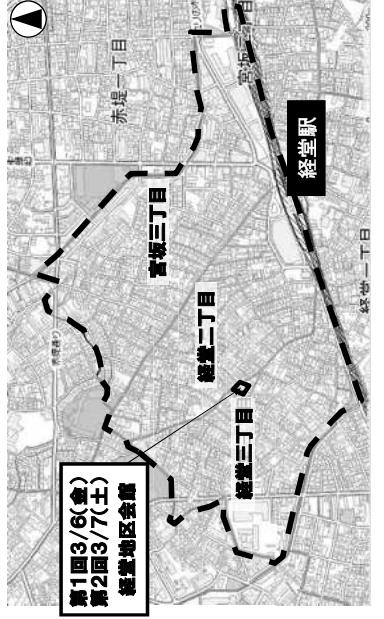
## 【第2回】

日時：平成27年3月7日（土）  
午前10時～11時30分



## ～当日の内容～

- アンケート調査結果の報告
- 「新たな防火規制」の説明
- 意見交換
- 今後の予定



この通信の  
内容をわかり  
やすくご説明  
します。



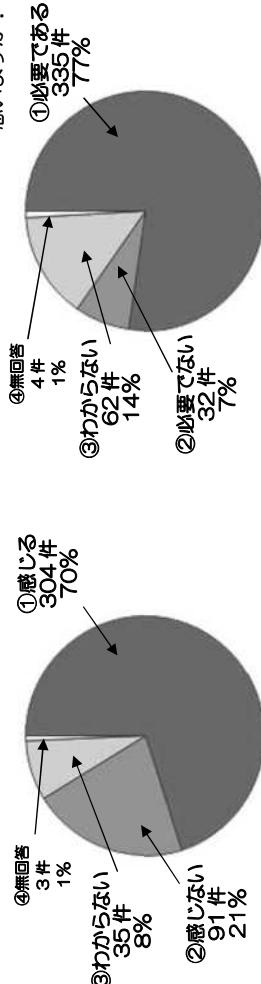
# アンケート調査結果の報告



## 「新たな防火規制」の導入を検討します

皆さまがお住まいの地区（経堂二・三丁目、宮坂三丁目）は、東京都が平成25年9月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査（第7回）」（※1）において、地震の揺れによる災害時活動困難度を考慮した火災危険度（※2）が、経堂二丁目が4、経堂三丁目・宮坂二丁目は3にランクされています。世田谷区内には、5にランクされている地区はなく、4にランクされている地区がアケ所あり、比較的、震災時における火災の延焼危険度の高い地域といえます。世田谷区では、アンケート調査の結果を踏まえ、この地区に「新たな防火規制」を導入することを検討していきたいと考えています。

「新たな防火規制」とは、建物の建て替えや新築をする際に「燃えにくい建物」である“耐火建築物又は準耐火建築物”として建てることを義務づける制度です。導入することにより、その後建てられる建物は原則として全て“耐火建築物又は準耐火建築物”となり、地区全体の防災性が向上していきます。



設問3：区域内に所有している不動産のタイプは？

項目（複数選択可）	件数	割合
1. 土地のみ	21	5%
2. 一戸建て住宅（土地も所有）	161	35%
3. 一戸建て住宅（借地）	27	6%
4. フラットマンション	65	14%
5. 賃貸マンション・アパート	101	22%
6. 店舗・事務所等（所有）	13	3%
7. 店舗・事務所等（テナント）	16	3%
8. その他	7	2%
9. 所有していない	50	11%

## 街づくり全般について

設問4：「新たな防火規制」以外にも街づくりのルールは必要だと思いますか？

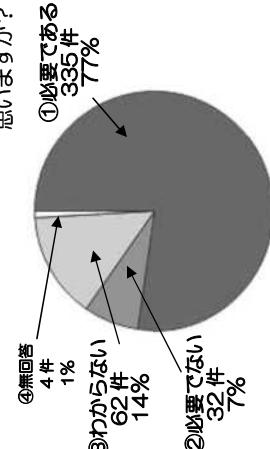
設問5：その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。

【実施主体】世田谷区世田谷総合支所街づくり課  
【対象】経堂二丁目、三丁目、宮坂三丁目の居住者及び土地・建物の所有者の皆さま  
【実施時期】平成26年8月6日～29日  
【方法】アンケート用紙配布：全戸配布、郵送（区域外にお住まいの土地・建物の所有者の皆さま）  
回答回収：郵送、ファクシミリ、街づくり課窓口受付  
【回収結果】配布数6,514票、回収数433票、回収率6.6%

## 「新たな防火規制」について

設問1：日ごろ、防災面での不安を感じていますか？

設問2：「新たな防火規制」の導入は必要だと 思いますか？



## 【設問2についての理由】

- ・住宅密集地であり延焼の危険を感じる。
- ・道路が狭く行き止まりも多い。
- ・延焼や頃焼を防ぐには対策が必要。自己防衛のみでは無理である。
- ・古い建物、空き家の火災が心配。
- ・密集地域を除き、現行規制のままでよい。
- ・過度な規制は建築コストの増加を招き、住宅取得がますます難しくなる。セットバックや最低敷地規模等を検討すべきでは。

## ■制限の概要

